ブルセラ症（牛以外の家畜の場合）	1　（略） 2　補体結合反応検査 一　次の場合に実施する。 イ　（略） ロ　凝集反応検査以外の検査の結果ブルセラ症にかかっているおそれがあると認められた家畜についての検査の場合 ハ～ホ　（略） 二　（略） 3　（略）	1　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ症の患畜とする。 一・二　（略） 三　細菌検査においてブルセラ症の病原体が認められるもの 2　次のいずれかに該当するもの（3の四に該当するものを除く。）は、ブルセラ症の疑似患畜とする。 一～三　（略） 3　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ症の患畜又は疑似患畜でないものとする。 一～三　（略） 四　ブルセラ症の疑似患畜についての再検査の判定が引き続き二回疑似患畜であるもの
	1～4　（略） 4　凝集反応検査において陰性であつても凝集反応検査以外の検査の結果ブルセラ症にかかっているおそれがあると認められた家畜については、凝集反応検査の結果が判明した日から十四日以上二十一日以内の間隔をおいて試験管凝集反応法及び補体結合反応法による検査を行うこと。 5　ブルセラ症の疑似患畜については、十四日以上六十日以内の間隔をおいて検査を繰り返すこと。 6　ブルセラ症の患畜又は疑似患畜と同居した家畜については、十四日以上六十日以内の間隔をおいて検査を繰り返し、その家畜及びその家畜と同居する全ての家畜が陰性となるまで検査を行うこと。	1～4　（略） 5　結核の疑似患畜の判定をした日に当該疑似患畜と同じ農場で飼養されている牛（当該疑似患畜と判定するに至つたツベルクリン検査を当該疑
結核	1　（略） 2　剖検及び病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 結核の疑似患畜について行う。 3　（略）	1　次のいずれかに該当するものは、結核の患畜とする。 一　細菌検査において結核の病原体が認められるもの 二　組織検体の遺伝子検査で陽性であり、かつ、方法の欄の3の検査により結核にかかっている疑いがあると診断できるもの

ブルセラ病（牛以外の家畜の場合）	1　（略） 2　補体結合反応検査 一　次の場合に実施する。 イ　（略） ロ　凝集反応検査以外の検査の結果ブルセラ病にかかっているおそれがあると認められた家畜についての検査の場合 ハ～ホ　（略） 二　（略） 3　（略）	1　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ病の患畜とする。 一・二　（略） 三　細菌検査においてブルセラ病の病原体が認められるもの 2　次のいずれかに該当するもの（3の四に該当するものを除く。）は、ブルセラ病の疑似患畜とする。 一～三　（略） 3　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ病の患畜又は疑似患畜でないものとする。 一～三　（略） 四　ブルセラ病の疑似患畜についての再検査の判定が引き続き二回疑似患畜であるもの
	1～4　（略） 4　凝集反応検査において陰性であつても凝集反応検査以外の検査の結果ブルセラ病にかかっているおそれがあると認められた家畜については、凝集反応検査の結果が判明した日から十四日以上二十一日以内の間隔をおいて試験管凝集反応法及び補体結合反応法による検査を行うこと。 5　ブルセラ病の疑似患畜については、十四日以上六十日以内の間隔をおいて検査を繰り返すこと。 6　ブルセラ病の患畜又は疑似患畜と同居した家畜については、十四日以上六十日以内の間隔をおいて検査を繰り返し、その家畜及びその家畜と同居する全ての家畜が陰性となるまで検査を行うこと。	1～4　（略） 5　結核病の疑似患畜の判定をした日に当該疑似患畜と同じ農場で飼養されている牛（当該疑似患畜と判定するに至つたツベルクリン検査を当該
結核病	1　（略） 2　剖検及び病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 結核病の疑似患畜について行う。 3　（略）	1　次のいずれかに該当するものは、結核病の患畜とする。 一　細菌検査において結核病の病原体が認められるもの 二　組織検体の遺伝子検査で陽性であり、かつ、方法の欄の3の検査により結核病にかかっている疑いがあると診断できるもの